

第 3 期 山梨県国民健康保険運営方針 [案→パブコメ後] の修正点

[凡例] 赤字：追加 青字：削除

No.	該当箇所	区分	修正内容	関連項目
1	P6 「表 3」の表題	修正	[表 3] 保険者別一人当たり所得所得階級別世帯数割合 (令和 3 年度)	
2	P9 ウ 保険者ごとの一人当たり医療費 (年齢調整後) の地域差指数	修正 (表 6 に令和 3 年度分の統計データ追記したため、誤記のため)	表 6 は、平成 30 年度から令和 3-2 年度の保険者別の医療費 (年齢調整後) の地域差指数を示すものである。 県全体としては指数が 1 より小さいため、全国と比べて医療費水準は低い状態が継続している。また、保険者別の地域差指数の格差は、平成 30 年度は 0.393、令和元年度は 0.338、令和 2-3 年度は 0.274 であり、年々縮小していたが、令和 3 年度は 0.438 と拡大したため、今後の動向を注視する。おり、今後も継続すると考えられる。	本資料 No. 3 パブコメ No. 3
3	P9 「表 6」内容	追記	令和 3 年度分の統計データを追記	本資料 No. 2 パブコメ No. 3
4	P10 エ 一人当たり医療費 (年齢調整後) の年齢階級別割合	修正 (表 7 に令和 3 年度分の統計データ追記したため、表現が不足していたため)	表 7 は、平成 30 年度から令和 3-2 年度の一人当たり医療費の年齢階級別割合を示すものである。 前期高齢者の一人当たり医療費が全体の 60% 以上を占めており、概ね年齢が高くなるにつれて、一人当たり医療費に占める割合が増加している。	本資料 No. 5 パブコメ No. 4
5	P10 「表 7」内容	追記	令和 3 年度分の統計データを追記	本資料 No. 4 パブコメ No. 4
6	P10 「表 8」の右側のグラフ縦軸の単位	修正	(円%)	
7	P11 イ 一人当たり保険料 (税) 調定額 (表題)	修正	イ 保険者別一人当たり保険料 (税) 調定額	パブコメ No. 5